

議案第 1 号

教科用図書の採択について

平成20年度に小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択について、別紙のとおり定める。

平成19年5月16日

沖縄県教育委員会

(案)

平成20年度に小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択について

1 教科用図書の採択基準について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の規定により、小学校・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択基準を次のように定める。

(1) 特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書

① 文部科学省検定済教科書（以下「検定教科書」という。）、文部科学省著作教科書及び学校教育法第107条に定める教科用図書（以下「107条図書」という。）から採択する。

② 107条図書の採択に当たっては下学年用の検定教科書または文部科学省著作教科書の採択についても十分考慮すること。

③ 検定教科書の採択は学校の所在地の採択地区で採択した教科書と同一とする。

④ 教科用図書は一種目について二重に選択することはできない。ただし、特に必要がある場合には次の通りとする。

ア 視覚障害者を教育する特別支援学校小学部の弱視者の国語の教科については、検定教科書のほかに文部科学省著作特別支援学校小学部視覚障害者用（点字版）教科書を併せて採択することができる。

イ 聴覚障害者を教育する特別支援学校の小学部及び中学部の国語の教科については、文部科学省著作の「言語指導」または「言語」の教科書のほかに、小学校もしくは中学校用の検定教科書（下学年使用の場合を含む。）を併せて採択することができる。

(2) 特別支援学級及び特別支援学校で使用する107条図書

① 107条図書の使用は次の場合に限る。

ア 適切な検定教科書又は文部科学省著作教科書が発行されていない場合

イ 特別支援学校の小学部または中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合

ウ 小学校または中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合

- ② 知的障害者を教育する特別支援学校の小学部の「生活」の教科については、「生活」の教科で取り扱う内容が広範囲であることを考慮し、選定資料にある「社会」、「理科」、「家庭」、「保健」の図書から、必要に応じて適切な教科書を選択すること。

2 教科用図書調査員会が行う107条図書の調査の観点について

(1) 基本方針

教科用図書の調査に当たっては、児童生徒の障害の状態や発達段階、特性等に応じて、最もふさわしい内容で系統性、発展性が考慮されていること。

(2) 調査の方法

各教科ごとに10種目程度の教科用図書を一般図書一覧および図書館等の一般図書の中から調査し、学校教育法第107条の規定による一般図書（絵本等）選定資料を作成すること。

(3) 調査の観点

- ① 107条図書の選定においては、特に次のアからカの事項に留意するとともに、選定した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮すること。

ア 一人一人の児童生徒の障害の状態や発達段階、特性等に応じた内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。

イ 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が望ましく、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。

ウ 上学年で使用する教科書との関連性を考慮するとともに、選定する図書の間の系統性にも配慮すること。

エ 教科用図書として使用する上で適切な体裁をなしているものを選定するようにし、ビデオテープ、カセットテープ、CD、ジグソーパズル型、切り紙工作型など図書としての体裁をなしていないものは選定しないこと。

オ 教科書無償給与予算の関連から、原則として価格が1,500円程度のものであること。

カ 107条図書は後期の給与対象としていないため分冊本は選定しないこと。

② 内容

ア 小学部（小学校）、中学部（中学校）及び高等部の一貫性と適時性が考慮され、各校種の学習指導要領に示された教科の目標を達成するのに十分である

こと。

イ 各教科の目標を達成するために適切な内容を含むこと。

ウ 内容が児童生徒の日常生活と結びつき、生活経験の広がりに役立つものであること。

エ 視覚・聴覚・触覚に訴え、各教科に応用し発展的に取り入れられる内容になっていること。

③ 各教科の観点

ア 生活

- a 基本的な生活習慣が身に付くような内容であるか。
- b 健康で安全な生活ができるような内容であるか。
- c 友達と関わりをもって仲良く遊べる内容であるか。
- d 身近な人と自分との関係を理解し、簡単な応対などができる内容であるか。
- e 家庭や学校における集団生活に参加し、簡単な役割をはたすことができる内容であるか。
- f 家庭、学校及び社会の簡単なきまりを理解し、簡単な手伝いや仕事ができる内容であるか。
- g 買い物ごっこなどがおりこまれており、簡単な買い物の金銭の取り扱いができる内容であるか。
- h 身近な自然の事物・現象に興味・関心をもち、その特徴や変化の様子が理解できる内容であるか。
- i 家庭や社会の様子に関心をもち、その働きを理解できるような内容であるか。
- j 日常生活と関係の深い公共の施設や機関に慣れ、また、それらを利用できる内容であるか。

イ 国語

- a 国語の言語力、理解力、表現力の基礎的諸能力の育成に必要な表現となっているか。
- b 言語能力の発達に応じて段階的に学習できる表現となっているか。

- c 絵の表現内容は、身近なもので興味・関心を起こすものであるか。
- d お話づくりができるなど絵のつながりで筋道をたてて考えることができる内容となっているか。
- e 絵と文が調和のとれた表現となっているか。
- f 根拠をもとに筋道をたどって想像し、考えを広げていける内容であるか。
- g 遊びを通しての学習もできる内容になっているか。
- h 色彩は自然で好感を与え、読みたい気持ちがもてる表現となっているか。

ウ 社会

- a 日常生活の中で起こる事柄の習得に役立つものであるか。
- b 社会生活がどのようにになっているかを知り、自分の役割が学べる内容であるか。
- c 働くことが理解でき、将来の社会生活に興味・関心がもてる内容であるか。
- d 身近な地理、歴史、文化について興味・関心がもてる内容であるか。

エ 算数（数学）

- a 数・量や形の概念を形成するような教材で、生活経験の中にある具体物を扱っているか。
- b 数・量や形が児童生徒の興味・関心がもてる内容であるか。
- c 内容がスモールステップで、系統的に組み立てられており、繰り返し学習ができるようになっているか。

オ 理科

- a 身近な自然の様子や動植物など、興味・関心がもてる内容であるか。
- b 遊びの発展性、生活との結びつきなどが配慮された内容であるか。
- c 身近な環境の中で経験できる内容であるか。
- d 写真・挿絵等は煩雑でなく、適切に表現されたものであるか。

カ 音楽

- a 絵を見て歌詞や曲の内容がわかるものであるか。
- b 行事や季節が感じられる内容であるか。

- c 簡単なリズム遊びや楽器遊びができるような内容であるか。
- d 身体表現をしながら歌うことができる内容であるか。
- e 興味・関心をそそり、心情を豊かにするような内容であるか。

キ 図画工作（美術）

- a 遊びや生活に結びついた内容であるか。
- b 色彩が鮮明で、興味・関心がもてる作品が採用されているか。
- c 創造性を育てる内容になっているか。
- d 表現内容や鑑賞作品が発達段階に即したものであるか。

ク 体育（保健体育）

- a 歩く、走る、跳ぶ、投げるなどの基本的な動きや運動内容がバランスよく配置されているか。
- b 遊びを通して仲間と共に楽しく活動できる内容であるか。
- c 体のしくみと働き、発達の様子などがわかりやすく表現されているか。
- d 健康・安全と病気についての基礎的知識が理解できる内容であるか。
- e 健康と環境のかかわりがわかりやすく表現されているか。

ケ 職業・家庭

- a 実物に近い色合いでいろいろな食品がもりこまれていて、また楽しい食事の仕方やマナーがわかる内容であるか。
- b 家族がそれぞれの役割を分担していることが理解でき、楽しい家庭づくりをするために協力することの大切さがわかる内容であるか。
- c 色彩が豊富で、時と場に応じた衣服の組み合わせの楽しさがわかり、また着脱の習慣づけがなされるような内容であるか。
- d 身のまわりの整理・整頓や、気持ちのよい住まいの大切さなどがおりこまれた内容であるか。
- e 日常用っている品物に関心をもたせ、金銭の取り扱い方、買い物の仕方やお金の大切さがわかる内容であるか。
- f 身近にある産業や生産物が、日常生活に役立つものであることが理解で

きる内容であるか。

g いろいろな職場で働く人たちの様子がわかり、仕事への興味・関心が深められる内容であるか。

h 将来の職業生活や家庭生活に意欲がもてる内容であるか。

コ 外国語

a アルファベットに興味・関心がもてる内容であるか。

b 色、動物、食器、文具、乗り物等の名称や数詞、曜日等の生活に身近な言葉を中心とした内容であるか。

c あいさつなどを外国の言葉で表現したり、外国語の歌詞で歌って楽しむ内容であるか。

d 表現内容が発達段階に即したものであるか。

サ その他、配慮事項

a 教科によって、その他特に必要な観点を設定する場合は、当該教科の目標に応じた観点であること。

b 身近な行事や自然等を扱った郷土の絵本等の選定について配慮すること。

④ 形式

ア 表現や表記が適切であること。

イ 絵や写真がわかりやすく鮮明であること。

ウ 文字の大きさは適切で、文章表現も具体的であること。

エ 材質が丈夫で扱いやすいものであること。

オ 弱視の児童生徒の使用についても配慮すること。

3 特別支援学級及び特別支援学校における教科用図書の採択方法について

(1) 学校においては採択のために校内の委員会を設け、教科用図書の採択基準に沿った、適切な教科用図書の採択ができるよう配慮すること。

(2) 特に、小学校（小学部）就学時においては、実態に応じて検定教科書または文部科学省著作教科書を採択できるように配慮すること。

平成 19 年度 沖縄県教科用図書選定審議会
採択基準等改善箇所（107条図書）新旧対照表

平成 19 年度	平成 18 年度	改善の理由
平成 20 年度に小・中学校の <u>特別支援学級</u> 及び <u>特別支援学校</u> で使用する教科用図書の採択について 1 教科用図書の採択基準について 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の規定により、小学校・中学校の <u>特別支援学級</u> 及び <u>特別支援学校</u> で使用する教科用図書の採択基準を次のように定める。 (1) <u>特別支援学級</u> 及び <u>特別支援学校</u> で使用する教科用図書 ④ (略) ア 視覚障害者を教育する特別支援学校小学部の弱視者の国語の教科については、検定教科書のほかに文部科学省著作特別支援学校小学部視覚障害者用（点字版）教科書を併せて採択することができる。 イ 聴覚障害者を教育する特別支援学校の小学部及び中学部の国語の教科については、～（略）～ (2) <u>特別支援学級</u> 及び <u>特別支援学校</u> で使用する107条図書 ① 107条図書の使用は次の場合に限る。 ア (略)	平成 19 年度に小・中学校の <u>特殊学級</u> 及び <u>特殊教育諸学校</u> で使用する教科用図書の採択について 1 教科用図書の採択基準について 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の規定により、小学校・中学校の <u>特殊学級</u> 及び <u>特殊教育諸学校</u> で使用する教科用図書の採択基準を次のように定める。 (1) <u>特殊学級</u> 及び <u>特殊教育諸学校</u> で使用する教科用図書 ④ (略) ア 盲学校小学部の弱視者の国語の教科については、検定教科書のほかに文部科学省著作盲学校小学部用の点字版教科書を併せて採択することができる。 イ 聾学校の小学部及び中学部の国語の教科については、～（略）～ (2) <u>特殊学級</u> 及び <u>特殊教育諸学校</u> で使用する107条図書 ① 107条図書の使用は次の場合に限る。 ア (略)	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い「 <u>特殊学級</u> 」及び「 <u>特殊教育諸学校</u> 」を「 <u>特別支援学級</u> 」及び「 <u>特別支援学校</u> 」に訂正。 「盲学校」を「視覚障害者を教育する特別支援学校」に訂正。 「文部科学省著作盲学校小学部用の点字版教科書」を「文部科学省著作特別支援学校小学部視覚障害者用（点字版）教科書」に訂正。 「聾学校」を「聴覚障害者を教育する特別支援学校」に訂正。 「盲・聾・養護学校」を「特別支援学校」に訂正。

平成19年度	平成18年度	改善の理由
<p>イ 特別支援学校の小学部または中学部において、 ～（略）～</p> <p>ウ 小学校または中学校の<u>特別支援学級</u>で特別の教育課程を編成するときに、 ～（略）～</p> <p>2. (3) 調査の観点</p> <p>① 107条図書の<u>選定</u>においては、特に次のアからカの事項に留意するとともに、<u>選定</u>した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮すること。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 上学年で使用する教科書との関連性を考慮するとともに、<u>選定</u>する図書の間の系統性にも配慮すること。</p> <p>エ 教科用図書として使用する上で適切な体裁をなしているものを<u>選定</u>するようにし、<u>ビデオテープ</u>、<u>カセットテープ</u>、<u>CD</u>、<u>ジグソーパズル型</u>、<u>切り紙工作型</u>など図書としての体裁をなしていないものは<u>選定</u>しないこと。</p> <p>オ 教科書無償給与予算の関連から、原則として価格が<u>1,500円程度</u>のものであること。</p> <p>カ 107条図書は後期の給与対象としていないため分冊本は<u>選定</u>しないこと。</p> <p>② 知的障害者を教育する<u>特別支援学校</u>の小学部の「生活」の教科については、「生活」の</p>	<p>イ 盲・聾・養護学校の小学部または中学部において、 ～（略）～</p> <p>ウ 小学校または中学校の<u>特殊学級</u>で特別の教育課程を編成するときに、 ～（略）～</p> <p>1. (2)</p> <p>② 107条図書の<u>採択</u>においては、特に次のアからカの事項に留意するとともに、<u>採択</u>した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮すること。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 上学年で使用する教科書との関連性を考慮するとともに、<u>採択</u>する図書間の系統性にも配慮すること。</p> <p>エ 教科用図書として使用する上で適切な体裁をなしているものを<u>採択</u>するようにし、カセットテープ、ジグソーパズル型、切り紙工作型など図書としての体裁をなしていないものは<u>採択</u>しないこと。</p> <p>オ 教科書無償給与予算の関連から、原則として価格が<u>1,200円程度</u>のものであること。</p> <p>カ 107条図書は後期の給与対象としていないため分冊本は<u>採択</u>しないこと。</p> <p>③ 知的障害者を教育する<u>養護学校</u>の小学部の「生活」の教科については、「生活」の教科で</p>	<p>移動・修正 1. (2). ②ア～カは107条図書を選定する場合の観点のため、文章の趣旨から2. (3). ①へ移動した。 「採択」を「選定」に改めた。</p> <p>追加 情報媒体の種類を追加。</p> <p>修正 平成18年度教科書無償給与予算を参考に訂正。</p> <p>修正 前項1. (2). ②の移動により項目番号③を②に変</p>

平成19年度	平成18年度	改善の理由
教科で取り扱う内容が広範囲であることを考慮し、選定資料にある「社会」、「理科」、「家庭」、「保健」の図書から、必要に応じて適切な教科書を採択すること。	取り扱う内容が広範囲であることを考慮し、選定資料にある全ての図書から、必要に応じて適切な教科書を採択すること。	更。選定資料にある各教科の中から知的障害者を教育する特別支援学校小学部の各教科以外の全ての図書を具体的に「社会」、「理科」、「家庭」、「保健」と示した。
2 教科用図書調査員会が行う107条図書の調査の観点について (3) 調査の観点 ② 内容 ア 小学部（小学校）、～（略）～ イ（略） ウ（略） エ（略）	2 107条図書の調査の観点について (3) 調査の観点 ① 内容 小学部（小学校）、～（略）～ ア（略） イ（略） ウ（略）	修正 わかりやすい表現に改めた。 修正 前項1. (3). ①の移動挿入により項目番号①を②に変更。 項目番号ア～エを適切に付与。
③ 各教科の観点 イ 国語 a 国語の言語力、理解力、表現力の基礎的諸能力の育成に必要な表現となっているか。 b 言語能力の発達に応じて段階的に学習できる表現となっているか。 ウ 社会 c 働くことが理解でき、将来の社会生活に興味・関心がもてる内容であるか。 d 身近な地理、歴史、文化について興味・関心がもてる内容であるか。 エ 算数（数学） b 数・量や形が児童生徒の興味・関心がもてる内容であるか。	② 各教科の観点 イ 国語 a 国語の言語力、理解力、表現力の基礎的諸能力を育てるうえで必要な表現となっているか。 b 言語能力の発達に応じて段階的に指導できる表現となっているか。 ウ 社会 c 働くことが理解でき、将来の社会生活への興味・関心をもたせるものであるか。 d 身近な地理、歴史、文化について興味・関心をもたせるものであるか。 エ 算数（数学） b 数・量や形が児童生徒の興味・関心をもたせる内容であるか。	修正 項目番号②を③に変更。 使役の表現を児童生徒の主体的な表現に改めた。

平成19年度	平成18年度	改善の理由
オ 理科 a 身近な自然の様子や動植物など、興味・関心がもてる内容であるか。	オ 理科 a 身近な自然の様子や動植物など、興味・関心をもたせる内容であるか。	
カ 音楽 b 行事や季節が感じられる内容であるか。	カ 音楽 b 行事や季節を感じさせる内容であるか。	
ケ 職業・家庭 h 将来の職業生活や家庭生活に意欲がもてる内容であるか。	ケ 職業・家庭 h 将来の職業生活や家庭生活に意欲をもたせる内容であるか。	
コ 外国語 a アルファベットに興味・関心がもてる内容であるか。	コ 外国語 a アルファベットに興味・関心をもたせる内容であるか。	
3 特別支援学級及び特別支援学校における教科用図書の採択方法について	3 特殊学級及び特殊教育諸学校における教科用図書の採択方法について	修正 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い「特殊学級」及び「特殊教育諸学校」を「特別支援学級」及び「特別支援学校」に訂正。

「平成20年度に小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する
教科用図書の採択について（案）」の概要

部課名 教育庁義務教育課

1 件名

平成20年度に小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択について

2 制定の経緯及び必要性

特別支援学級及び特別支援学校において、文部科学省検定済教科書や文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合には、市販されている一般の図書を教科書として使用することができる。

なお、小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書（107条図書）については、児童生徒個々に合わせた特別の教育課程を編成しているため、1年毎に採択を行う必要がある。

3 案の概要

- 1 教科用図書の採択基準について
- 2 教科用図書調査委員会が行う107条図書の調査の観点について
- 3 特別支援学級及び特別支援学校における教科用図書の採択方法について

4 根拠法令

学校教育法
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
沖縄県教科用図書選定審議会規則

5 添付資料

- (1) 学校教育法
- (2) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
- (3) 沖縄県教科用図書選定審議会規則

資料

学校教育法

昭和22年3月31日法律第26号

第20条 小学校の教科に関する事項は、第17条及び第十八条の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

第二十一条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

② 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

③ 第1項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定め る。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

昭和38年12月21日
法律第182号

第11条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行おうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2 選定審議会は、毎年度、政令で定める機関、都道府県に置く。

3 選定審議会は、20人以内において条例で定める人数の委員で組織する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

昭和39年2月3日
政令第14号

第10条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるにしなければならない。

- 一 義務教育諸学校の校長及び教員
 - 二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市（特別区を含む）町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する者。
 - 三 教育に関し学識経験を有する者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

○沖縄県教科用図書選定審議会規則

昭和48年3月29日
教育委員会規則第8号

昭和61年3月31日教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第11条の規定に基づき、沖縄県教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長おのおの1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員としての任期中とする。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めるとき、又は、委員の3分の1以上の者から請求があつたときは、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査員)

第4条 審議会に、教科用図書の選定に関する事項を調査するため、調査員をおく。

- 2 調査員は、次の各号に掲げる者のうちから、沖縄県教育委員会が任命する。

- (1) 義務教育諸学校の校長及び教員
- (2) 県及び市町村教育委員会の事務局の職員
- 3 調査員の定数は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項に規定する種目ごとに4人とする。
- 4 調査員の任期は、審議会の委員の任期に準ずる。

(事務)

第5条 審議会の事務は、教育庁義務教育課で処理する。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日教育委員会規則第1号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。